

## 持続可能な水産物の利用及び海洋環境保護に関する連携協定書

芦屋市(以下「甲」という。)と一般社団法人セイラズフォーザシー日本支局(以下「乙」という。)は、相互の連携を円滑にするため、以下のとおり持続可能な水産物の利用及び海洋環境保護に関する教育・情報発信等に関する連携協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、甲及び乙の連携のもと、ブルーシーフードガイドの推進及び海洋環境保護の推進等において相互に協力し合うことで、持続可能な水産物の利用及び海洋環境保護に関する教育・情報発信等に寄与することを目的とする。

### (連携の内容)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- (1) ブルーシーフードガイドの推進に関する事
- (2) 持続可能な水産物の利用及び情報発信に関する事
- (3) 海洋環境保護に係る普及啓発に関する事

2 連携に関する具体的内容は、その都度甲及び乙で協議して定める。

3 甲及び乙は本協定と同様の協定等を別途第三者と締結することを妨げない。

4 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。ただし、故意又は重過失により相手方に損害を生ぜしめた場合を除く。

### (協定の有効期間及び廃止)

第3条 本協定の有効期間は、締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

2 前項の規定に関わらず、甲及び乙双方が書面により合意した場合には、本協定を廃止することができる。

### (協定の見直し)

第4条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し、変更を行うものとする。

### (守秘義務)

第5条 甲及び乙は、連携事項の実施に当たって知り得た相手方の機密情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りでない。

2 本協定の有効期間満了後も前項の規定は、効力を有するものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

本協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 兵庫県芦屋市精道町7番6号  
芦屋市  
芦屋市長

---

兵庫県芦屋市精道町7番6号  
芦屋市教育委員会  
芦屋市教育長

---

乙 神奈川県横浜市西区みなとみらい1丁目1番1号  
一般社団法人セイラズフォーザシー日本支局  
理事長

---